

議案第 66 号

市川市保健医療福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部
改正について

市川市保健医療福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例を次のように定める。

平成 27 年 2 月 17 日提出

市川市長 大 久 保 博

市川市条例第 号

市川市保健医療福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部
を改正する条例

市川市保健医療福祉センターの設置及び管理に関する条例（平成 10 年条例
第 22 号）の一部を次のように改正する。

第 11 条第 1 項第 1 号中「第 8 条第 25 項」を「第 8 条第 26 項」に改め、
同項第 2 号中「第 8 条の 2 第 10 項」を「第 8 条の 2 第 8 項」に改め、同項第
3 号中「第 8 条の 2 第 8 項」を「第 8 条の 2 第 6 項」に改める。

第 16 条第 4 項第 2 号ア中「第 3 条第 4 号」の次に「又は第 5 号」を加え、
同号イ中「第 3 条第 5 号から第 15 号まで」を「第 3 条第 6 号から第 16 号ま
で」に改める。

附 則

この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 11 条第 1 項第
1 号の改正規定は、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するた
めの関係法律の整備等に関する法律（平成 26 年法律第 83 号）附則第 1 条第 6
号に掲げる規定の施行の日から施行する。

理 由

介護保険法及び市川市介護保険条例の改正に伴い、条文の整備を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。